令和8年10月31日現在

住民説明会等での質問・意見に対する回答・方針

※ No.27以降が追加項目。

No.	質問・意見	回答・方針（説明会開催時点）
1	住民との合意形成の判断はどのように行うのか。	一人でも反対がいればだめなのか、半分ではどうかということではなく、地域住民のご意見というのは重要と認識していますので、ご理解を得られるよう努めてまいります。
2	どのような経緯で、布市町三丁目・中石切町六丁目が建設候補地となったのか。	建設候補地選定にあたり、5つの市有地について、6つの選定条件にて比較・評価した結果、すべての条件を満たす当該土地が適地と評価しています。 （別紙1参照）
3	元々、水走の市有地が建設予定地になっていたのではないか。	『水走一丁目の用地』については、面積が約3,000㎡となっており、斎場の建設は不可能ではないものの、手狭感は否めない状況です。その点について、議会からも指摘があり、他の市有地も含め、再度、比較検証することとなりました。
4	北側グラウンドの状況など、具体的な配置計画はどのように想定しているのか。	北側グラウンドは、現状のまま残す予定です。 施設の配置計画は、令和6年11月9日（土）開催の住民説明会で提示した配置イメージに対するご意見等を踏まえ、具体的な検討を進めてまいります。
5	新斎苑への車両アクセスルートは、どのようなルートを想定しているのか。	車両アクセスルートは、8月上旬、9月上旬に実施した、交通量調査の結果及び新斎苑建設による交通量の増加予測結果を踏まえ検討します。
6	建設候補地で新斎苑が建設された場合、どのような景観となるのか、イメージを示してほしい。	来年度の基本計画の中でイメージパースを作成し、提示したいと考えています。
7	新斎苑はいつ頃建設予定で、いつまでに完成する予定なのか。	令和9年度中ごろから12年度にかけて設計・建設を行い、令和12年度末の完成を目標としています。
8	都市計画決定までの現在の進捗状況とプロセス、住民が意見できるタイミングを提示してほしい。	現在、基本構想策定に向け検討中です。 検討の各段階において、皆さまから意見をいただく予定です。また公聴会など都市計画決定手続きの中で、皆さまからご意見をいただくタイミングはございます。
9	新斎苑が建設されることによって、風評被害が発生して、土地の評価は下がらないのか。	不動産鑑定士によると、一概に土地の評価が下がるとは言えないとのことです。実取引で影響する可能性はありますが、周囲も含め一体的に整備するなどプラスの要因にも繋がるよう検討を進めてまいります。
10	新斎苑の建設候補地だけ、町名を変更できないか。	法律に基づき、議会の議決の得ることで町名の変更は可能です。町名を変更できる環境を整備したいと考えております。
11	宅建業法の重要事項説明は、何メートル以内に斎場があれば説明義務があるのか。	宅建協会によると、宅建業法第35条の重要事項の説明義務はないが、第47条の説明義務はあるとのことです。具体的な範囲は決められていませんが、近くに斎場が建設されることをわかっていれば、説明を行うとのことです。
12	斎場としての使用年数や将来的に更地に戻すなど、将来の具体的な活用方法を示してほしい。	現時点で将来の具体的な計画について、確約することは難しい状況です。 施設の立地については、将来のその時の火葬需要や技術的な要件など様々な要因を総合的に検討する必要があります。

令和8年10月31日現在

住民説明会等での質問・意見に対する回答・方針

※ No.27以降が追加項目。

No.	質問・意見	回答・方針（説明会開催時点）
13	具体的な環境対策・メンテナンス方法を開示・説明してほしい。	新斎苑建設にあたり、生活環境影響調査、環境保全目標値の設定、環境性能の高い火葬炉設備の導入、環境性能のモニタリング、適切なメンテナンス、これらを環境対策として確実に行います。（別紙2参照）
14	新斎苑建設にあたり、何か払拭出来るようなものを考えているのか。	ワークショップでのご意見を真摯に受け止めたうえで、本市として何ができるか検討して、可能な限りご要望にお応えしたいと考えています。
15	周辺企業に周辺環境の聞き取りを行った上で、交通動線・出入口を検討してほしい。	来年度実施の基本計画検討の中で、アクセスルート・出入口に関して、今回示す東側・南側だけでなく西側も含めて再検討いたします。
16	緑地ゾーンを将来的に利用したいかのアンケートを取ってほしい。緑地ゾーンの目的についても整理してほしい。	ご意見を踏まえて、検討いたします。
17	建設場所について、もう一度考え直してほしい。	東大阪市域内において、当該地が適地であると考えています。
18	善根寺を候補地として再検討してほしい。	買収の必要性があることから建設候補地から外しております。
19	斎苑の機能だけでなく、防災公園や避難所としての機能を考えることはできないのか。	斎苑以外の機能については、昨年度の住民説明会やワークショップでも、防災機能といったご意見も頂いているので、その点は斎苑だけでなく防災機能も備えたものを検討していきたいと考えております。
20	敷地周辺の交通対策について具体的な内容を聞きたい。	敷地東側の水路を暗渠化して道路を拡幅する等の方法で検討しております。
21	敷地の土壌汚染調査の結果についてどう考えているのか。	健康被害はなく、工事の際に届出を要する形質変更時要届出区域に指定されております。今後工事を進める際には適切に対策を行ってまいります。
22	事業手法はPFIで決定しているのか。	現在PFI等導入可能性調査を行っておりますので、その結果で整備手法を決定する予定となっております。
23	恩智川下流には農業地帯があるため、水質調査を実施してほしい。	関係課と協議のうえ、水質調査の実施について検討します。
24	北側付加機能ゾーンへのアクセスについて、周辺住民が利用しやすいよう、新斎苑整備ゾーンを経由しない動線が必要ではないか。	関係機関と協議中ではありますが、河川敷から北側付加機能ゾーンへの動線の整備を検討しております。

令和8年10月31日現在

住民説明会等での質問・意見に対する回答・方針

※ No.27以降が追加項目。

No.	質問・意見	回答・方針（説明会開催時点）
25	新“斎苑”という名称から、葬儀を行う可能性もあるのでは。	新斎苑に設ける多目的スペースで直葬に対応する可能性はありますが、参列者が大勢来るような、いわゆる葬儀を行うことはありません。また、民間が運営する場合でも、営利目的で葬儀を行うことはありません。
26	防災関係の検討状況を教えてほしい。	要望を頂いておりましたヘリポートの設置は、大阪府との協議の結果、難しいと判断しましたので、他の防災機能を確保する方向で検討を行っております。
27	建設地北側の井戸水について、土壌汚染の影響が出ている可能性があるので、再調査してほしい。	以前に実施した土壌汚染調査では2つの分析を行い、直接飲用しなければ健康被害の恐れはないとの結果になりました。また、建設予定地と当該井戸との地下水の流動経路がつながっていないことを確認しております。今後の工事に当たりましては、土壌汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に対応してまいります。
28	公園の整備はどこまでやるのか。	現在公園内にある施設や遊具等について、新しく整備する予定となっております。
29	河川の護岸の強度を調べてほしい。	関係機関への聴取により、建設地付近の恩智川沿いの護岸は、改修済みであると回答を得ています。今後も関係機関との連携の上、整備を進めてまいります。
30	市外の人が来る際、「ゆう凪町」という地名で斎場の場所が分かるのか。	市外から来た方々にも分かりやすいよう、サイン・看板等を設置する予定です。
31	大阪外環状線から車が安全に進入できるように検討してほしい。	現時点で所轄の警察には情報提供をしております。今後、事業者が決定していくなかで、具体的に関係部局や警察に相談しながら慎重に検討を進めてまいります。
32	様々な要望を出している中で、なぜ町名変更だけが先行しているのか。	町名変更は法務局や郵便局、消防局、警察といった各種機関に影響があるため、先に具体案を固める必要があります。その他にいただいている要望に関しましても、関係部局と協議を行い検討を進めてまいります。
33	要望していることについて、実施すると回答してほしい。	今後も引き続き、いただいたご要望は関係部局と調整をしたうえで、対応させていただきます。
34	火葬炉は12基で本当に足りるのか。	新斎苑整備基本計画において、年間稼働日数、火葬集中係数、1基1日あたりの回転数等を考慮して計算した結果、本市全体での必要火葬炉数は16基と算定されております。長瀬斎場4基と合わせて16基となるよう、新斎苑12基を計画上での基本方針としております。

（別紙１）

● 新斎苑建設候補地についての選定経緯

健康部斎場管理課

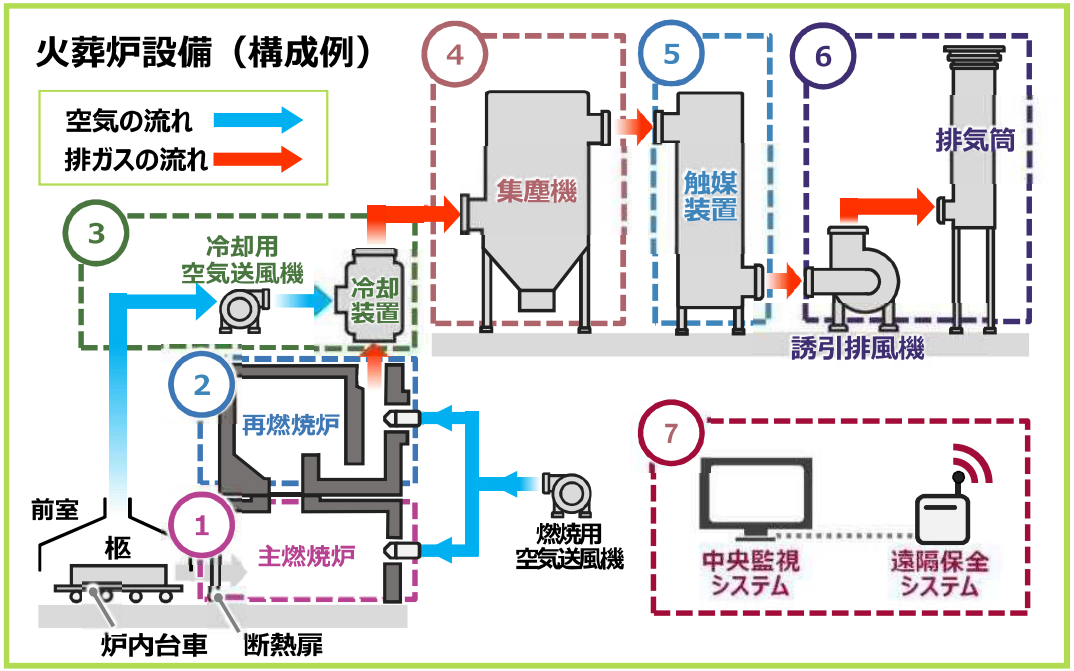
【設置場所に求める土地条件】

① 住居系用途地域ではないこと
② 100m以内に住宅が比較的少ないこと
③ 危険地域に指定されていないこと
④ 高さ制限の影響がないこと
⑤ 敷地が十分に広いこと
⑥ 用地買収等による遅延の恐れがないこと

	面　積	用途地域	土地条件 ①	②	③	④	⑤	⑥
布市町三丁目 中石切町六丁目	約20,000㎡	準工業地域	○	○	○	○	○	○
A （中地区）	約3,000㎡	準工業地域	○	○	○	○	×	○
B （東地区）	約200,000㎡	第一種低層 住居専用地域	×	×	×	×	○	×
C （東地区）	約5,000㎡	第一種中高層 住居専用地域	×	×	○	○	×	○
D （西地区）	約3,000㎡	第一種住居地域	×	×	○	○	×	○

東大阪市新斎苑整備基本構想　火葬炉の環境配慮について　（別紙２）

火葬炉設備の構成



No.	名称	役割
1	主燃焼炉	ご遺体を火葬するための炉です。燃料と空気をコントロールしながら、効率的な燃焼と有害な排ガスの排出抑制を行います。
2	再燃焼炉	主燃焼炉からの排ガスを再燃焼することで完全燃焼させ、無煙無臭化を図ります。公害防止装置として必要かつ重要な設備です。
3	冷却装置	再燃焼炉からの排ガスを急速に冷却し、ダイオキシン類の再合成を防止する設備です。
4	集塵機	再燃焼した排ガスに残留しているばいじんを除去して、大気中へのばいじん放出を抑制するための装置です。
5	触媒装置	再燃焼した排ガスに残留しているダイオキシン類を分解して除去するための装置です。
6	排気設備	有害物質を取り除いた排ガスをクリーンな状態で廃棄するための装置です。
7	電気計装設備	火葬炉設備の稼働状況を確認します。トラブル発生時は、遠隔操作も可能です。

■集じん機の変更による環境性能の向上

斎場から生じる排ガス中の有機物は、火葬によって発生した燃焼排ガスを再度高熱で燃焼することでおおむね無機化（無害化）されます。しかし排ガスにはばいじんが残留しており、これにはダイオキシン類が付着していることも考えられます。集じん機は、排ガス中のばいじんを除去し、大気中へのばいじん放出を抑制するために必要な装置です。

集じん機には主に３種類の方式があり、以前はスクリーンフィルター方式の集じん機が整備されていましたが、今後はより環境に配慮した設備を目指すため、新斎苑にはバグフィルター方式等の効率的な集じん機の設置を検討しています。

	スクリーン方式	サイクロン方式	バグフィルター方式
概要	障害物等を用いて、衝突等の抵抗で排ガスとばいじんを分離し、ばいじんを除去する方式。	排ガスの流れを急激に変化させ、運動エネルギーを無くすことでばいじんを落下させて集じんする方式。	排ガスを繊維質のフィルターに通過させることで、ばいじんをフィルターに付着させてろ過する方式。
特徴	• 省スペースで整備可能。 • メンテナンスフリー	• フィルターレス • メンテナンスフリー	• ばいじんのろ過・捕集率が最も高い。 • 近年の斎場での採用実績が多い。 • フィルター交換等のメンテナンスが必要。

バグフィルターなど最新の火葬炉設備を導入することで、無煙無臭化を図り、より環境に配慮した新斎苑を整備します。

火葬炉設備の環境性能

STEP1　生活環境影響調査(現況)　基本構想段階

建設候補地およびその周辺の環境の現況を把握するため、現況調査を実施します。

STEP2　生活環境影響調査(予測)　基本計画段階

新斎苑の建設にあたり、建設地周辺およびその周辺に与える影響を調査・予測します。

STEP3　火葬炉の環境基準値の設定　基本計画段階

関係法令等に基づき、排ガス、悪臭、排水、騒音・振動などの環境基準値を設定します。

STEP4　火葬炉の性能確認　施設整備後

排ガス、悪臭など、環境基準値以下となっているか性能確認を行います。

STEP5　定期的な検査・メンテナンス　運用中

適切な維持管理・メンテナンスのもと、環境を重視して運用していきます。

火葬炉設備の具体的な環境基準値を設定し、施設整備後に性能確認を行います。運転における安全性と、環境性能を重視して、維持管理・運用していくため、環境性能低下の心配はありません。